

# 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の概要

(令和8年5月7日岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長告示第2号)  
(町村議会議員の区分の広域連合議会議員1人欠員による補欠選挙)

## 1 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の概要

広域連合議会議員の区分及び数		広域連合議会議員の選挙の方法	広域連合議会議員の任期
区 分	数	所定の「団体推薦」又は「個人推薦」の届出があった者を候補者とし、候補者が選挙すべき数を超えたときは、市議会議員・市長の区分の候補者は岡山県内すべての各市議会において当該市議会の議員が投票、町村議会議員・町村長の区分の候補者は岡山県内すべての各町村議会において当該町村議会の議員が投票したのち、各候補者の得票総数を計算し、その得票総数の多い者から順次当該選挙において選挙すべき数に達するまでの者を当選人とする。 (※ 候補者が選挙すべき数を超えないときは、市議会・町村議会における投票は行わず、当該候補者をもって当選人「無投票当選」とする。)	広域連合議会議員選挙の当選人の告示があった日における当該市町村の議会の議員又は長としての任期。 (※ 当該任期満了後に引き続きその公職に就く場合であっても広域連合議会議員の任期は継続しない。)
市議会議員	5人		
町村議会議員	4人		
市 長	5人		
町 村 長	4人		
定数 (計)	18人		

## 2 令和8年5月7日岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長告示第2号の岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 (町村議会議員の区分の広域連合議会議員1人欠員による補欠選挙) の概要

この度の広域連合議会議員選挙 (町村議会議員の区分の広域連合議会議員1人欠員による補欠選挙) は、岡山県内すべての町村議会議員が候補者になることができます。当該選挙の候補者となるためには、岡山県町村議会議長会の推薦「団体推薦」又は岡山県内すべての町村議会議員のうちから1人以上 (※ 選挙執行の告示日 (令和8年5月7日) の前月の1日 (令和8年4月1日) 現在における地方自治法その他法に基づく岡山県内すべての町村議会の議員の定数の総数 (129人) の12分の1以上) の者の推薦「個人推薦」が必要となります。

### ◎ 「個人推薦」の方法によりこの度の広域連合議会議員選挙の町村議会議員の区分の候補者になろうとする場合

- ① 「個人推薦」の届出の受付期間及び受付時間  
 受付期間：令和8年5月21日 (木) から5月27日 (水) まで  
 (※ ただし、5月23日 (土) ・5月24日 (日) の休日を除く。)  
 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 「個人推薦」の届出の受付場所  
 岡山県後期高齢者医療広域連合の事務所  
 岡山市北区今二丁目2番1号 (岡山市町村振興センター 3階)
- ③ 「個人推薦」の届出の方法  
 所定の様式の『候補者届出書』に岡山県内すべての町村議会議員のうちから1人以上の所定の様式の『推薦書』を添えて、上記①の受付期間及び受付時間内に、上記②の受付場所へ届け出てください。 (※ 「個人推薦」には、広域連合議会議員選挙の候補者になろうとする本人の自己推薦は含みません。)

※ 詳細につきましては、岡山県後期高齢者医療広域連合 総務課 (担当：守田・渡邊) (TEL:086-245-0097) までお問い合わせください。

なお、当該選挙の町村議会議員の区分の候補者の届出に係る「個人推薦」の様式等については、インターネットにより岡山県後期高齢者医療広域連合ホームページ (<https://www.kouiki-okayama.jp/>) からプリントアウトできます。

## 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙スケジュール

(令和8年5月7日岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長告示第2号)

(町村議会議員の区分の広域連合議会議員1人欠員による補欠選挙)

令和8年	概 要
5月 7日(木)	広域連合議会議員選挙(町村議会議員の区分の広域連合議会議員1人欠員による補欠選挙)の執行及び候補者の届出の受付開始日の告示
5月20日(水)までの間	候補者の届出(団体推薦・個人推薦)の準備期間 ○ 各町村議会及び各町村議会議員に選挙執行のお知らせ ○ 岡山県町村議会議長会に選挙執行のお知らせ及び団体推薦の依頼
5月21日(木)	候補者の届出(団体推薦・個人推薦)の受付開始(午前8時30分から)
	候補者の届出の受付日
5月22日(金)	候補者の届出の受付日
5月23日(土)	休 日
5月24日(日)	休 日
5月25日(月)	候補者の届出の受付日
5月26日(火)	候補者の届出の受付日
	候補者の届出の受付日
	候補者の届出(団体推薦・個人推薦)の受付終了(午後5時15分まで)
5月27日(水)	届出のあった候補者が1人の場合
	届出のあった候補者が1人を超えた場合 ⇩
	【無投票当選】 ○ 投票は行わないこととし、選挙会を開催し当該候補者をもって当選人とする。 ○ 当選人に当選の旨を告知し、無投票の旨及び当選人を告示し、各町村議会及び各町村長に選挙結果を報告
	【各町村議会令和8年6月定例会において投票 <b>予定</b> 】 ○ 各町村議会に投票依頼及び候補者の通知



### 届出のあった候補者が1人を超えた場合

各町村議会 令和8年6月 定例会 <b>予定</b>	○ 県内すべての各町村議会令和8年6月定例会において、それぞれ当該町村議会の議員が投票 <b>予定</b> ○ 各町村議会からそれぞれ当該町村議会における開票結果を広域連合に報告
県内すべての町村議会から 開票結果の報告を受けたとき	○ 選挙会を開催し、得票総数の多い者を当選人とする。 ○ 当選人に当選の旨を告知し、当選人を告示し、各町村議会及び各町村長に選挙結果を報告